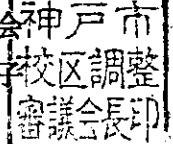


神校審第1号
平成30年11月8日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳 様

神戸市校区調整審議会
会長 白杉 直子


平成30年度新設校・統合校・既設校に関する校区の調整について（答申）

平成30年度新設校・統合校・既設校に関する校区の調整について、慎重に審議した結果、一部附帯事項をつけて、原案のとおり異議ない旨、答申します。

答申内容は、下記のとおりです。

1 瀬戸HAT神戸地域の小学校新設に伴う小中学校校区の校区調整

(1) 校区調整を行う関係学校

(灘区) 西灘小学校・稗田小学校

(中央区) 宮本小学校・春日野小学校・なぎさ小学校

筒井台中学校・葺合中学校・渚中学校

(2) 変更内容

ア 以下の宮本小学校・筒井台中学校校区について、なぎさ小学校・渚中学校への、指定学校の変更を認める地区に指定する。

(中央区) 脇浜町1丁目1～3番、2丁目、3丁目1～3・7番

イ 以下の宮本小学校・筒井台中学校校区を、なぎさ小学校・渚中学校校区とする。

(中央区) 脇浜町1丁目1～3番、2丁目、3丁目1～3・7番

ウ 以下の春日野小学校・葺合中学校校区について、なぎさ小学校・渚中学校への、指定学校の変更を認める地区に指定する。

(中央区) 脇浜町3丁目4番

エ 以下の春日野小学校・葺合中学校校区を、なぎさ小学校・渚中学校校区とする。

(中央区) 脇浜町3丁目4番

オ 以下の西灘小学校校区を、HAT神戸新設小学校校区とする。

(灘区) 岩屋北町1～7丁目、岩屋中町1～5丁目、岩屋南町

カ 以下のなぎさ小学校校区を、HAT神戸新設小学校校区とする。

(灘区) 摩耶海岸通

- キ 以下のHAT神戸新設小学校校区について、なぎさ小学校への、指定学校の変更を認める地区に指定する。

(灘区) 摩耶海岸通

- ク 以下の稗田小学校校区について、西灘小学校への、指定学校の変更を認める地区に指定する。

(灘区) 灘北通4丁目の一部(県道東灘停車場線以南)、

灘北通5丁目の一部(県道東灘停車場線及び市道灘北29号線以南)、

灘北通6丁目5番

- ケ 以下の稗田小学校校区を、西灘小学校校区とする。

(灘区) 灘北通4丁目の一部(県道東灘停車場線以南)、

灘北通5丁目の一部(県道東灘停車場線及び市道灘北29号線以南)、

灘北通6丁目5番

(3) 実施時期・実施方法

- ア (2) ア…平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

対象者は(2)アの地区の全学年の児童・生徒

- イ (2) イ…平成32年4月1日

対象者は(2)イの地区の全学年の児童・生徒

- ウ (2) ウ…平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

対象者は(2)ウの地区の全学年の児童・生徒

- エ (2) エ…平成32年4月1日

対象者は(2)エの地区の全学年の児童・生徒

- オ (2) オ…平成33年4月1日

対象者は(2)オの地区の全学年の児童

- カ (2) カ…平成33年4月1日

対象者は(2)カの地区の全学年の児童

- キ (2) キ…平成33年4月1日から平成39年3月31日まで

対象者は(2)キの地区の全学年の児童

- ク (2) ク…平成32年4月1日から平成34年3月31日まで

対象者は(2)クの地区の全学年の児童

- ケ (2) ケ…平成34年4月1日

対象者は(2)ケの地区の全学年の児童

(4) 附帯事項

校区変更までに期間を設けることから、今後入居される方たちへの十分な周知に努めること。また、通学の安全対策の観点から、地域の方に十分周知を行うこと。

2 北区有野台小学校・有野東小学校の統合に伴う小学校校区の変更

(1) 校区変更となる関係学校

(北区) 有野台小学校・有野東小学校

(2) 変更内容

有野台小学校と有野東小学校を統合し、(仮称)ありの台小学校を開校するため、2校の校区を統合校の校区とする。

(3) 実施時期・実施方法

平成31年4月1日

対象者は全学年の児童

(4) 附帯事項

なし

3 須磨区だいち小学校の過密化対策に伴う小中学校校区の校区調整

(1) 校区調整を行う関係学校

(須磨区) だいち小学校・板宿小学校・太田中学校・飛松中学校

(長田区) 駒ヶ林小学校・駒ヶ林中学校

(2) 変更内容

ア 以下のだいち小学校・太田中学校校区について、駒ヶ林小学校・駒ヶ林中学校への、指定学校の変更を認める地区に指定する。

(長田区) 大橋町5~10丁目、海運町2~4丁目、長楽町2~4丁目、
浪松町2~4丁目、野田町4丁目、日吉町1~6丁目、
本庄町2~4丁目、若松町5~11丁目

イ 以下のだいち小学校校区・太田中学校校区を、駒ヶ林小学校校区・駒ヶ林中学校校区とする。

(長田区) 大橋町5~10丁目、海運町2~4丁目、長楽町2~4丁目、
浪松町2~4丁目、野田町4丁目、日吉町1~6丁目、
本庄町2~4丁目、若松町5~11丁目

ウ 以下のだいち小学校校区・太田中学校校区について、板宿小学校・飛松中学校へ

の、指定学校の変更を認める地区に指定する。ただし、飛松中学校への就学は、板宿小学校を卒業した場合に限る。

(須磨区) 大田町1～6丁目、戎町1～5丁目、大黒町1～5丁目、
平田町1丁目1番、2丁目1・2番、3丁目1～3番、4丁目1番
5丁目のうち山陽電鉄以南
(長田区) 戸崎通3丁目、西代通4丁目

(3) 実施時期・実施方法

ア (2) ア…平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

対象者は(2)アの地区の全学年の児童・生徒

イ (2) イ…平成32年4月1日

対象者は(2)イの地区の小学校の新1年生からとし、その他の児童・生徒は経過措置を設ける。

ウ (2) ウ…平成31年4月1日からだいち小学校の仮設校舎が全て解消されるまで

対象者は(2)ウの地区の全学年の児童

(4) 附帯事項

校区変更までに期間を設けることから、今後入居される方たちへの十分な周知に努めること。また、通学の安全対策の観点から、地域の方に十分周知を行うこと。